

# 序 章 富士宮市環境白書の概要

## 1 はじめに

富士宮市では、富士宮市環境基本条例第9条に基づき、平成18年3月に富士宮市環境基本計画を策定しました。策定から10年の計画期間が終了し、平成28年度から新たに地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を含む、「第2次富士宮市環境基本計画」を策定しました。

本書は、「富士宮市環境白書」（以下「環境白書」といいます。）として、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、環境の状況や講じた施策などについて取りまとめており、同条例10条の規定に基づき令和元年度の年次報告書として作成しています。

## 2 環境白書の目的と役割

環境白書は毎年、その前年度における本市の環境の現状、環境関連施策の実施状況、目標の進捗状況などを市民や事業者の皆様にご公表し、環境基本計画の推進に反映させていくことを目的としています。

環境基本計画の着実な推進と目標達成を図っていくためには、毎年その進捗状況を点検・評価して、今後の取組に向けた課題を整理・共有していくことが必要です。

環境白書の役割は、大きく次の3つとなります。

- (1) 本市の環境の現状や動向に関して広く周知を図ります。
- (2) 各課で行っている施策とその成果、各主体の取組の現状について、庁内関係各課、市民、事業者等での共有を図ります。
- (3) 環境白書を通じた、市民、事業者、市の三者の環境コミュニケーションを実現し、協働による環境施策の推進、目標達成を目指します。

環境白書は、市のホームページなどを通じて公表を行うとともに、市民や事業者からの意見募集を行い、その意見を踏まえて次年度以降の計画の推進に反映させていきます。



### 3 富士宮市の環境行政

#### (1) 富士宮市環境基本条例

本条例は、平成16年4月に施行され、環境の保全及び創造についての市の基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにしています。また、環境施策の基本となる事項を定めることで、その総合的かつ計画的な推進を図り、将来にわたって市民の健康で文化的な生活を確保することを目的としています。

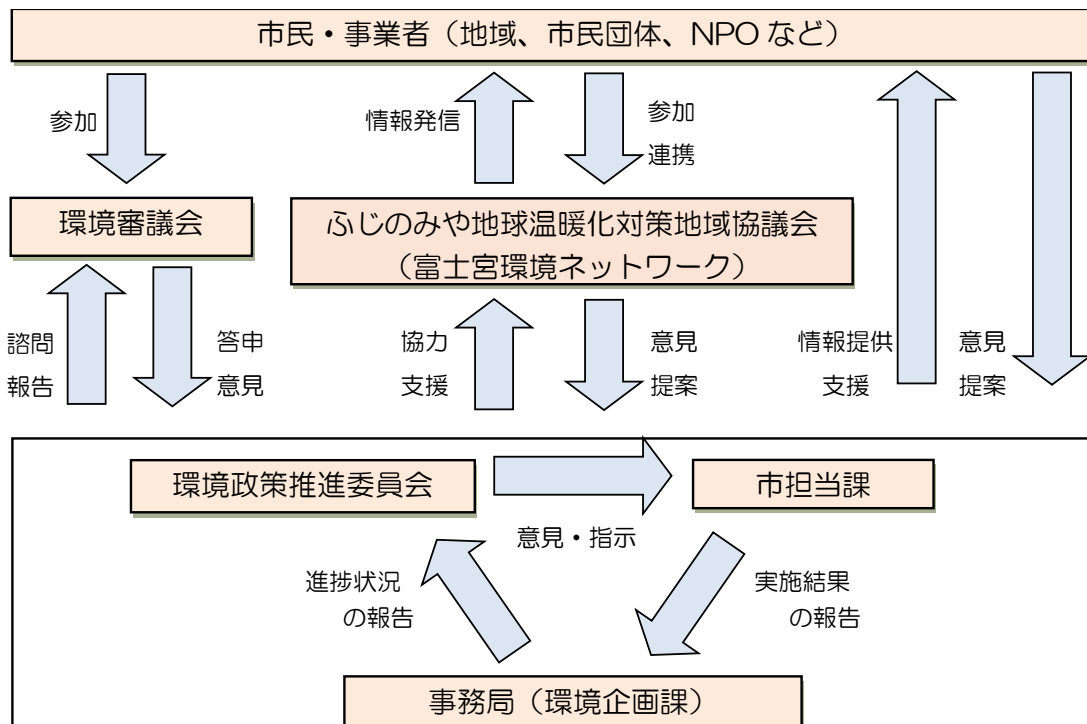
#### (2) 第2次富士宮市環境基本計画

第2次富士宮市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、平成28年度からの「第5次富士宮市総合計画」の策定に伴い、将来都市像を環境面から実現するための計画です。

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス排出抑制のための総合的・計画的な施策を盛り込んだ「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含む形で策定しました。

本計画を円滑かつ効率的に推進するためには、市民、事業者、市などがそれぞれの役割を認識し、自ら積極的に環境に配慮した行動をとることや、協働により環境保全活動に取り組んでいくことが重要となります。市民、事業者、市などの役割や庁内における横断的組織など、計画の推進体制は下記のとおりです。

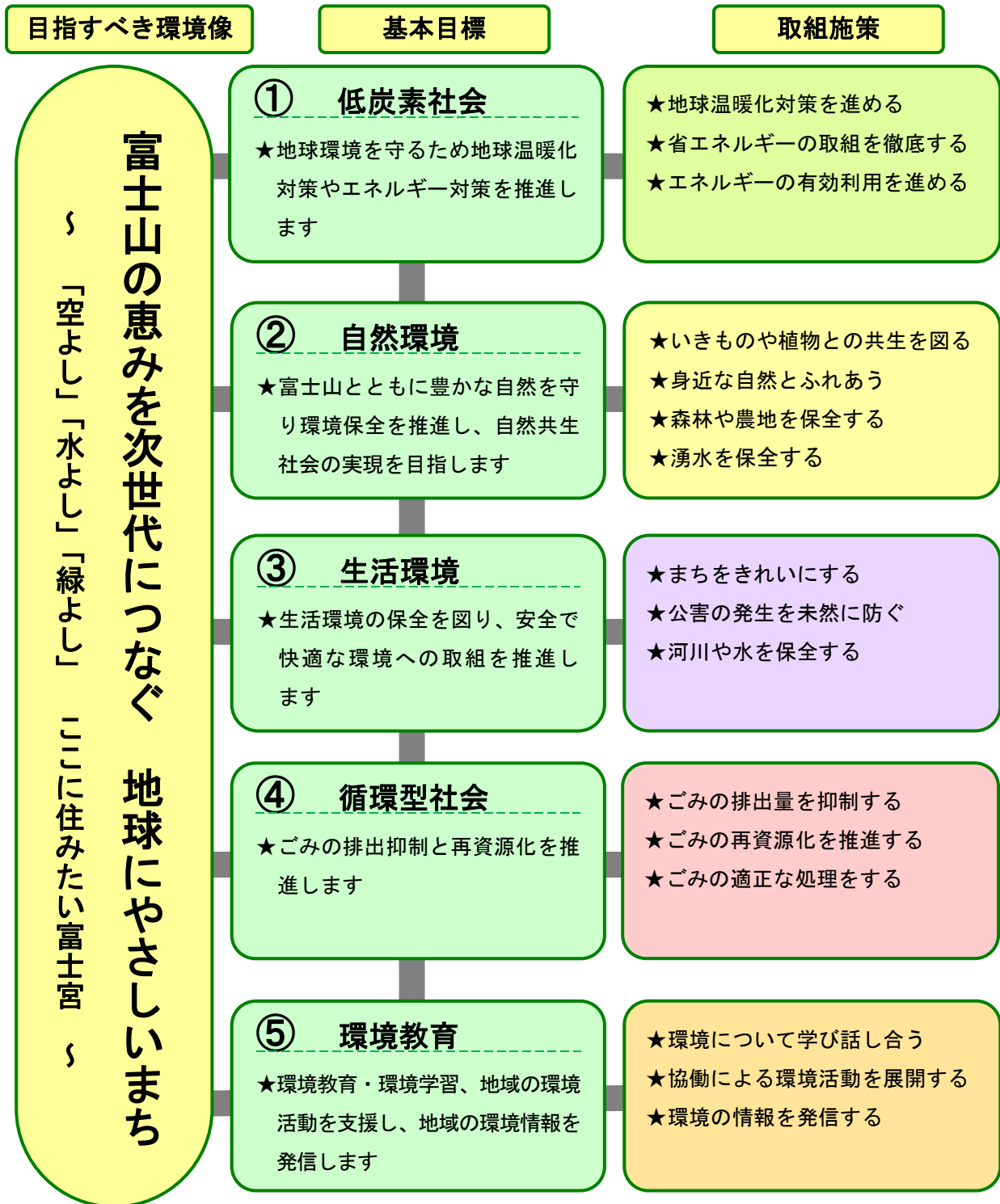
#### 【計画の推進体制】



①本計画が示す目指すべき環境像と基本目標、取組施策

目指すべき環境像を実現するため、5つの基本目標を設定しています。計画の主体については、市民（滞在者を含む）・事業者・市としています。

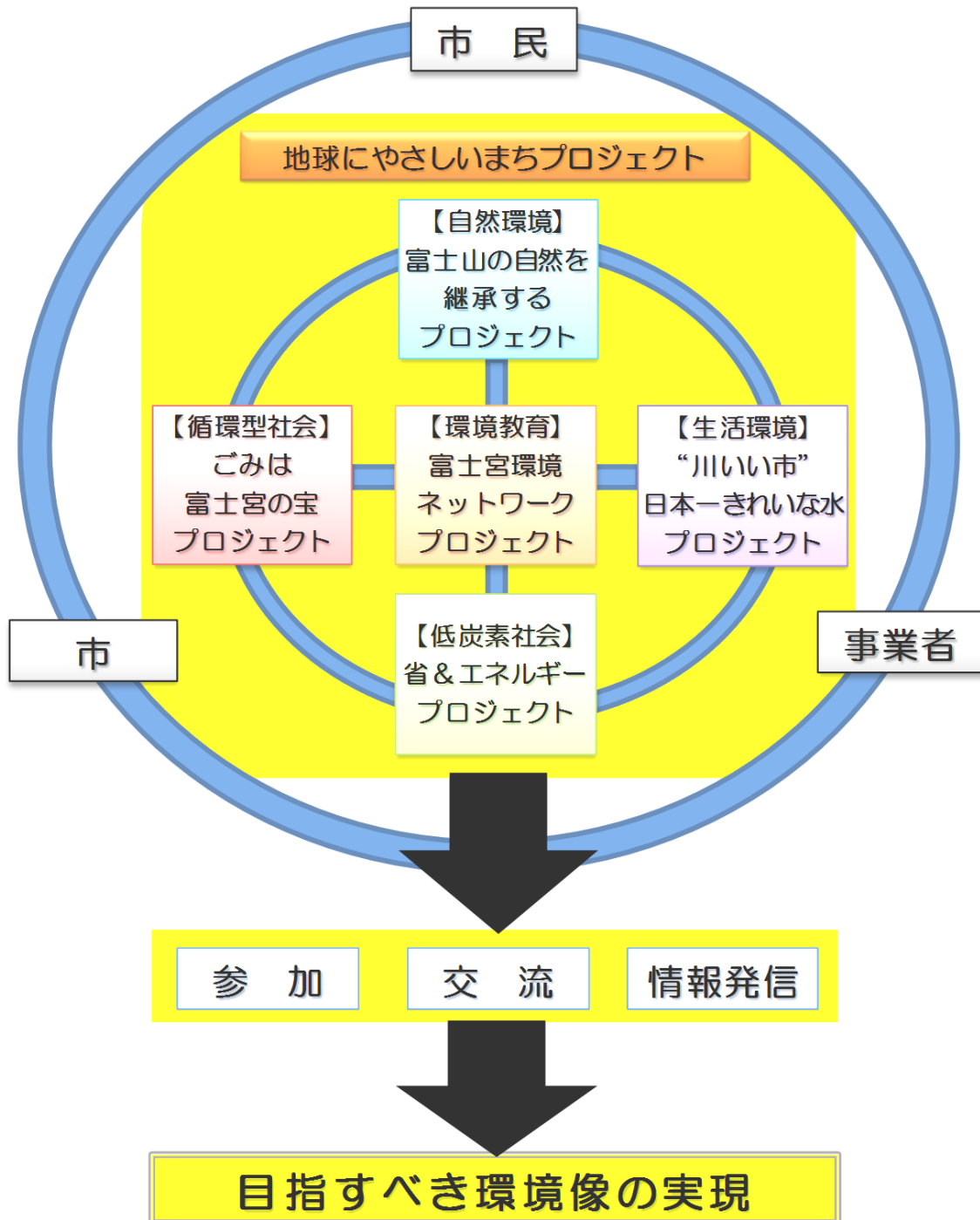
【体系図】



②地球にやさしいまちプロジェクト

目指すべき環境像の実現のため、地球にやさしいまちプロジェクトとして5つのテーマを設定し、市民や事業者とともに取り組むプロジェクトです。

【体系図】



③地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市全体からの温室効果ガス排出量の削減目標や対策・施策など示します。

**【対象範囲】**

本計画の対象地域は富士宮市全域です。

市民生活や事業者の事業活動、市役所の事務事業など、あらゆる主体のあらゆる活動に関連する温室効果ガス排出量削減のための取組を対象とします。

**【区域施策編の温室効果ガス排出量の削減目標】**

基準年度 2005（平成17）年度	短期目標 2020（令和2）年度	中期目標 2025（令和7）年度
0% （1,639.5 千 t-CO <sub>2</sub> ）	20%削減 （1,311.6 千 t-CO <sub>2</sub> ）	36%削減 （1,049.3 千 t-CO <sub>2</sub> ）

削減に向けた取組の推進として下記の項目を柱とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律	取組項目
1号：太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項	①再生可能エネルギーの有効利用 ・地域に適した再生可能エネルギーの有効利用
2号：その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項	②事業者・市民の活動促進 ・省エネルギーの取組を徹底する ・環境について学び話し合う ・協働による環境活動を展開する
3号：公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項	③地域環境の整備及び改善 ・低炭素な交通システムの整備 ・緑地の保全及び緑化の推進 ・健全な森林の整備
4号：その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項	④循環型社会の構築 ・ごみの排出量を抑制する ・ごみの再資源化を推進する ・ごみの適正な処理をする

④地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減目標や対策・施策など示します。

**【対象範囲】**

市長事務部局、市立病院、会計管理局、消防本部、教育委員会教育部、市議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局などが実施する全ての事務事業（指定管理者制度による実施事業を含む）

**【事務事業編の温室効果ガス排出量の排出削減目標】**

削減目標：令和2（2020）年度までに平成26年度比で9%削減する

分野別排出量の削減目標を、次のとおり設定します。 （単位：t-CO<sub>2</sub>）

排出起源		基準年度実績 (平成26年度)	令和2（2020）年度目標	
電気の使用		16,218	電力使用量の削減及び新エネルギー等の導入により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約6%削減します。	15,244
燃料 の 使 用	都市ガス	2,941	燃料使用量の削減及び新エネルギー等の導入により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約3%削減します。	2,842
	LPガス			
	A重油			
	灯油			
	ガソリン・軽油 (公用車燃料除く)			
	公用車燃料	422	公用車使用による燃料（ガソリン及び軽油）使用量の削減により、二酸化炭素排出量を基準年度比で約6%削減します。	397
プラスチックごみの燃焼		9,357	プラスチックごみの焼却量の削減により、二酸化炭素排出量を基準年度比で約18%削減します。	7,672
その他 ・自動車 (エアコン、走行) ・下水、し尿の処理		1,973	可能な限り削減に努めますが、数値目標は定めません。	1,973

※第4次富士宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間は、平成28年度から令和2（2020）年度までとしておりましたが、その後に策定した第5次計画実行計画（計画期間は、令和2（2020）年度から令和12年度まで）により、本計画の計画期間は1年短縮され、令和元（2019）年度までとなります。

## 【対象とする温室効果ガス】

対象とする温室効果ガスは、以下の7種類を対象とします。

名 称	概 要
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	主に石油や石炭などの化石燃料の燃焼により排出されます。エネルギー消費を伴う日々の生活と密接に関係しています。
メタン (CH <sub>4</sub> )	水田や家畜の腸内、廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生します。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	化石燃料や一般廃棄物の燃焼、農用地の土壌や家畜排泄物等から発生します。
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	冷凍機器、空調機器の冷媒や断熱材等の発泡剤等に使用されます。オゾン層を破壊しませんが、強い温室効果があります。
パーフルオロカーボン (PFCs)	主に半導体の製造工程等において使用されます。強い温室効果があります。
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	主に電気絶縁ガスや半導体製造工程等において使用されます。強い温室効果があります。
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングやこれらの製造装置のクリーニングに使用。

### (3) 環境マネジメントシステム（EMS）

市役所が行う事務・事業には、環境に良い影響を与える側面のもの（環境に関する施策など）と環境に悪い影響を与える側面のものがあります。良い側面のものはより良く、悪い側面のものはどう改善していくか、具体的な目標を掲げ継続的に実行していくために、環境マネジメントシステムを運用しています。

環境方針に沿って、環境活動を一元的に管理・推進するために、富士宮市環境管理マニュアルを策定し、継続的な環境への負荷低減を図っています。

## 環 境 方 針

### 基本理念

富士宮市は、目指す将来都市像を「富士山の恵みを活かした 元気に輝く国際文化都市」と定め、世界遺産富士山の豊かな恵みを大切にし、安全・安心で元気に暮らすことのできるまちづくりや、誰もが輝く未来づくりなどにより、魅力あふれる富士宮の未来に向けて、さらに国際色豊かで文化的な都市を目指しています。

その中で、豊かな自然環境を次の世代へ受け継ぐため、第2次富士宮市環境基本計画に基づき、地球温暖化をはじめとする環境問題に、市民、事業者と協働で積極的に取り組み、低炭素社会、循環型社会の実現に向けて行動していきます。

また、富士宮市役所は、自ら行う事務事業の環境に与える負荷を把握・管理し、環境への負荷の低減に率先して努めます。

### 基本方針

- 1 第2次富士宮市環境基本計画に基づき、環境に関する施策を推進します。
- 2 事務・事業の実施においては、省エネルギー・グリーン購入・省資源・廃棄物の減量・リサイクルを推進し、地球温暖化防止などの地球環境保全に取り組みます。
- 3 環境に関連する法規制を遵守するとともに、環境汚染の予防に努めます。
- 4 職員などの市の活動のために働く人が、環境方針等の理解を深め、継続的に環境への配慮が実践できるよう教育研修を行います。
- 5 環境マネジメントシステムや環境活動を定期的に見直し、継続的な改善を図ります。

平成28年4月1日

富士宮市長 須藤秀忠